

平成 2 7 年度

国 の 施 策 及 び 予 算 に
関 する 重 点 事 項 の 提 案

平成 2 6 年 7 月

名 古 屋 市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は今後、出生数の減少による人口の減少や、リニア中央新幹線の開業など、大きな転換点を迎えます。また、高齢化の進展や、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震への対応など大きな課題に直面しております。

このような中、本市としては、災害に強いまちづくりに向けた取り組みや、今後更新時期を迎える施設の老朽化対策を進めるとともに、安心して生活できる福祉・医療体制の充実、次世代育成への支援、リニア中央新幹線開業を見据えた都市機能強化、歴史・文化に根ざした魅力の創出や観光振興などを通じて、日本の中核機能を担い、世界に通用する大都市「名古屋」を目指してまいりたいと考えております。

また、住民がより良い行政サービスを受けるためには、住民に一番身近な基礎自治体が、自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施できることが重要です。そのためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、その役割に応じて国から地方、特に市町村へ権限と税財源を一体的に移譲することが不可欠であります。こうした真の分権型社会の実現に向けて、当面、国の協力を必要とする事項や国の施策として行っていただきたい事項の提案を中心として取りまとめました。

平成27年度の国の施策及び予算編成に関し、ここに取りまとめた提案事項の実現について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年 7 月

名古屋市長 河 村 たかし

提 案 項 目 一 覧

1	地方税財源の充実確保について……………	1
2	新たな大都市制度の創設について……………	3
3	防災対策の推進について……………	5
4	施設の老朽化対策について……………	9
5	安心して生活できる福祉・医療体制の充実について……………	11
6	安心して行える次世代育成の支援について……………	13
7	教育行政の充実について……………	15
8	リニア中央新幹線開業等を見据えた都市機能の強化等について……………	17
9	名古屋城（名城公園）の整備推進について……………	19
10	なごや東山の森（東山公園・平和公園）の整備推進について……………	21
11	名古屋圏道路ネットワークの整備推進等について……………	23
12	名古屋港の整備について……………	25
13	堀川の総合的な整備について……………	27
14	容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化について……………	28

1 地方税財源の充実確保について

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 国・地方間の税源配分の是正

- ・国と地方の役割に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- ・地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような地方間の税收の調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- ・国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2) 地方交付税の改革等

- ・地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。
- ・地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- ・法人実効税率の引下げの検討に当たっては、地方交付税原資の減収分を含めて代替財源を確保すること。

<提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施できることが重要である。

(国・地方間の税源配分の是正)

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は2：8となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5：5とすべきである。さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた税の配分となるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方法人税の創設によって、地方税を一部国税化し、地方間の税収の調整を行うことは、真の分権型社会の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

なお、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減とあわせて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

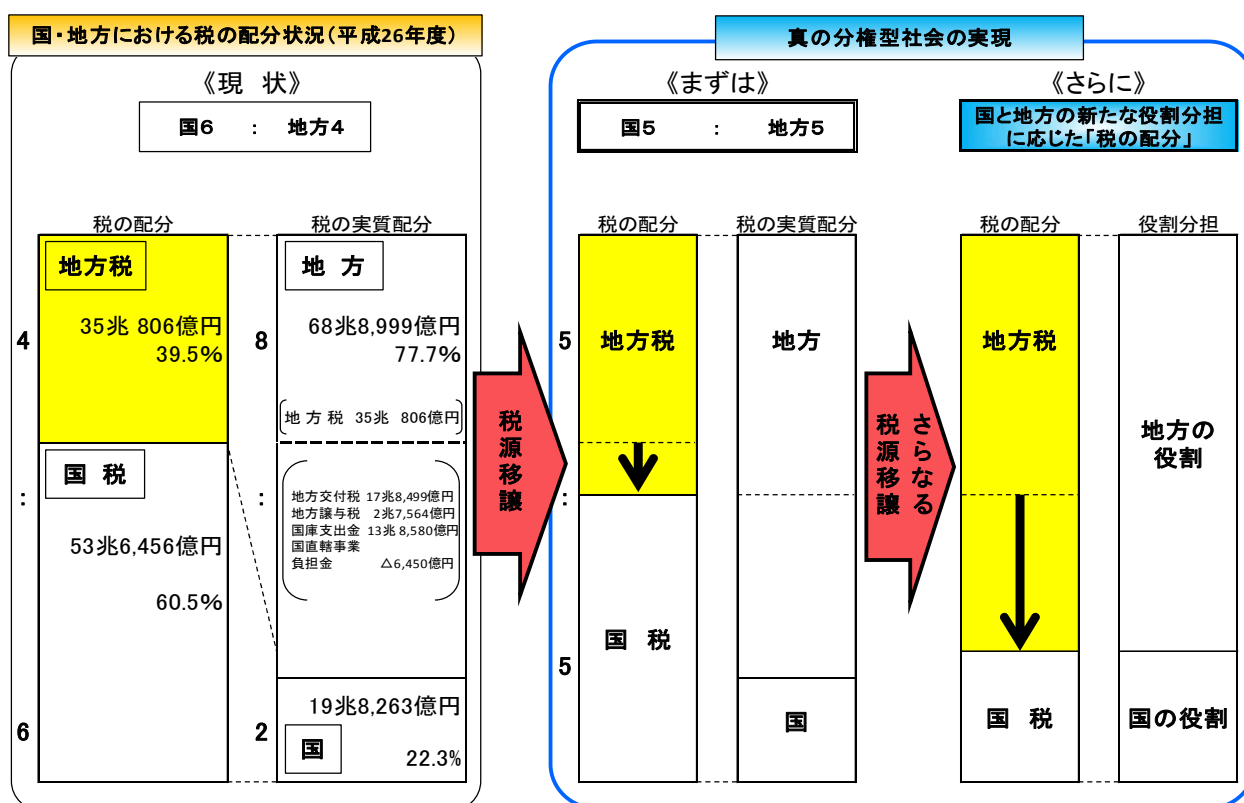
（地方交付税の改革等）

地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すること。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

このほか、国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合には、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源について代替財源を確保し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

国・地方間の税源配分の是正



2 新たな大都市制度の創設について

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 新たな大都市制度の創設

- ・圏域における連携を推進し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設すること。

(2) 大都市税源の充実強化

- ・大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

<提案の背景>

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当地域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されている。こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度の創設が必要である。

(新たな大都市制度の創設)

圏域における連携を推進し、自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営が可能となるよう、地方制度調査会の答申を踏まえ、事務・権限の移譲を可能な限り進めるとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を創設するべきである。

(大都市税源の充実強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税にかかる国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市に移譲される場合についても、併せて必要な財源について、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

～名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方～

大都市を取り巻く状況	名古屋大都市圏を取り巻く状況	指定都市制度の問題点
・人口減少社会の到来や高齢化の進展 ・国際的な都市間競争の激化 ・地域コミュニティの機能低下 ・公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の増加	・リニア中央新幹線の開業 ・南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等 ・圏域を取り巻く厳しい経済環境 ・広域的な取組みに対するニーズの高まり	・特例的・部分的な事務配分 ・大都市が担う事務、役割に対応できていない税財政制度

基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざす

基本的な視点

圏域全体をけん引	行財政面における自主・自立	地域ニーズへのきめ細かな対応
----------	---------------	----------------

基本的な方向性

圏域における自治体連携の推進	「特別自治市」の創設
◆当圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏の形成をめざす。 ◆当圏域の中心都市として連携の核となり、強力なリーダーシップを発揮する。	◆市域内において地方が行うべき事務を本市が一元的に担うことを基本とする「特別自治市」を創設する。 ◆地域ニーズにきめ細かく対応するため、住民自治の充実を図る。 ◆大都市に求められる役割や特有の行政需要に対応した新たな税財政制度を構築する。

～大都市税源の充実強化～

大都市特有の財政需要	道府県に代わって行政サービスを提供
●法人需要・インフラ需要 企業活動支援 道路整備 下水道整備 など ●都市的課題から発生する需要 生活保護費 保育所関係経費 ホームレス対策費 など	●地方自治法に基づくもの 児童福祉 食品衛生 土地区画整理事業 など ●その他法令に基づくもの 国・道府県道の管理 定時制高校人件費 衛生研究所 など

税源移譲により大都市税源の充実強化が必要

3 防災対策の推進について

(内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 国土強靱化地域計画の推進

- ・国土強靱化地域計画の策定を支援するとともに、関連事業を推進するために必要な措置を講ずること。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

ア 震災対策

- ・緊急輸送道路や避難路を確保するための、橋りょうの耐震対策や道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・ライフラインを確保するための、電線類地中化や上下水道施設の地震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・民間大規模建築物の耐震化を支援する耐震対策緊急促進事業の安定的な継続及び市設建築物の耐震化に必要な措置を講ずること。
- ・都市再生緊急整備地域における安全確保策に必要な財政措置を講ずること。

イ 集中豪雨対策

- ・治水上特に重要な国直轄河川及び愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。
- ・堀川、山崎川、戸田川などの広域河川改修事業及び下水道の緊急雨水整備事業など浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。

(3) 災害対策の推進及び災害対応力の向上

- ・帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設確保のための支援制度を拡大すること。
- ・防災活動拠点の機能維持に必要な財政措置を講ずること。
- ・基幹的広域防災拠点を早期に整備すること。

＜提案の背景＞

名古屋大都市圏は人口密度が高く、日本有数の工業出荷量を誇っており、また、道路、鉄道など各種交通機関の要衝であり、平成39年にはリニア中央新幹線の開業も予定されている。しかし、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震の被害域は広範囲に及ぶことが予測され、被災の際には速やかな救援は望めず、一時的な孤立は避けられない。このことは、我が国の社会・経済に極めて大きな悪影響を及ぼすことが懸念される。

（国土強靱化地域計画の推進）

平成26年6月に閣議決定された国土強靱化基本計画（第1次）の理念に則り、本市においても国土強靱化地域計画の策定に向けた取組みを始めたところである。

国土強靱化の基本目標の達成に向けては、都市の防災機能の強化をさらに推進する必要がある。

（災害に強いまちづくりの推進）

〔震災対策〕

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、公園等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。

また、死傷者数及び経済的な被害を減らすため、建築物の早期の耐震対策が必要である。

〔集中豪雨対策〕

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、平成23年9月の集中豪雨では、庄内川などからの越水により、広範な浸水被害が生じた。さらに近年は、1時間100mmを超える豪雨も多数発生しており、局所的な浸水被害への対策も求められている。

引き続き、庄内川河川改修事業を推進するとともに、河川改修事業や下水道の緊急雨水整備事業など浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

（災害対策の推進及び災害対応力の向上）

大規模災害発生後に想定される、都心部における駅での滞留者などによる混乱へ対応するためには、企業と連携した帰宅困難者対策が必要である。

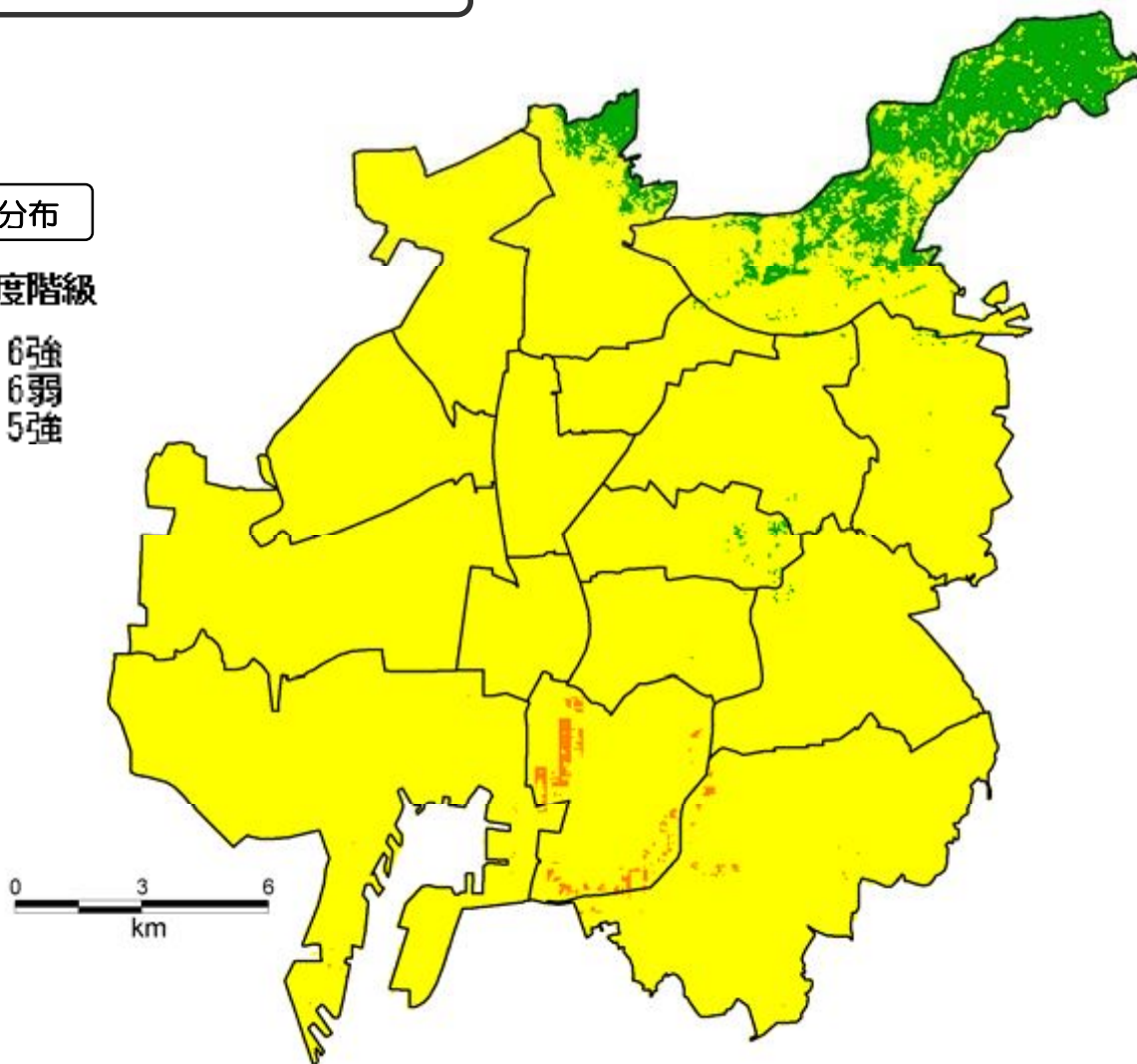
また、災害対応力の向上のため、防災活動拠点の機能維持が必要である。

さらに、広域にわたる大災害時に、情報集約・分析や防災活動を円滑かつ迅速に実施する司令塔としての役割などを担う「基幹的広域防災拠点」を早期に整備すべきである。

南海トラフ巨大地震の被害想定
(過去の地震を考慮した最大クラス)

震度分布

震度階級



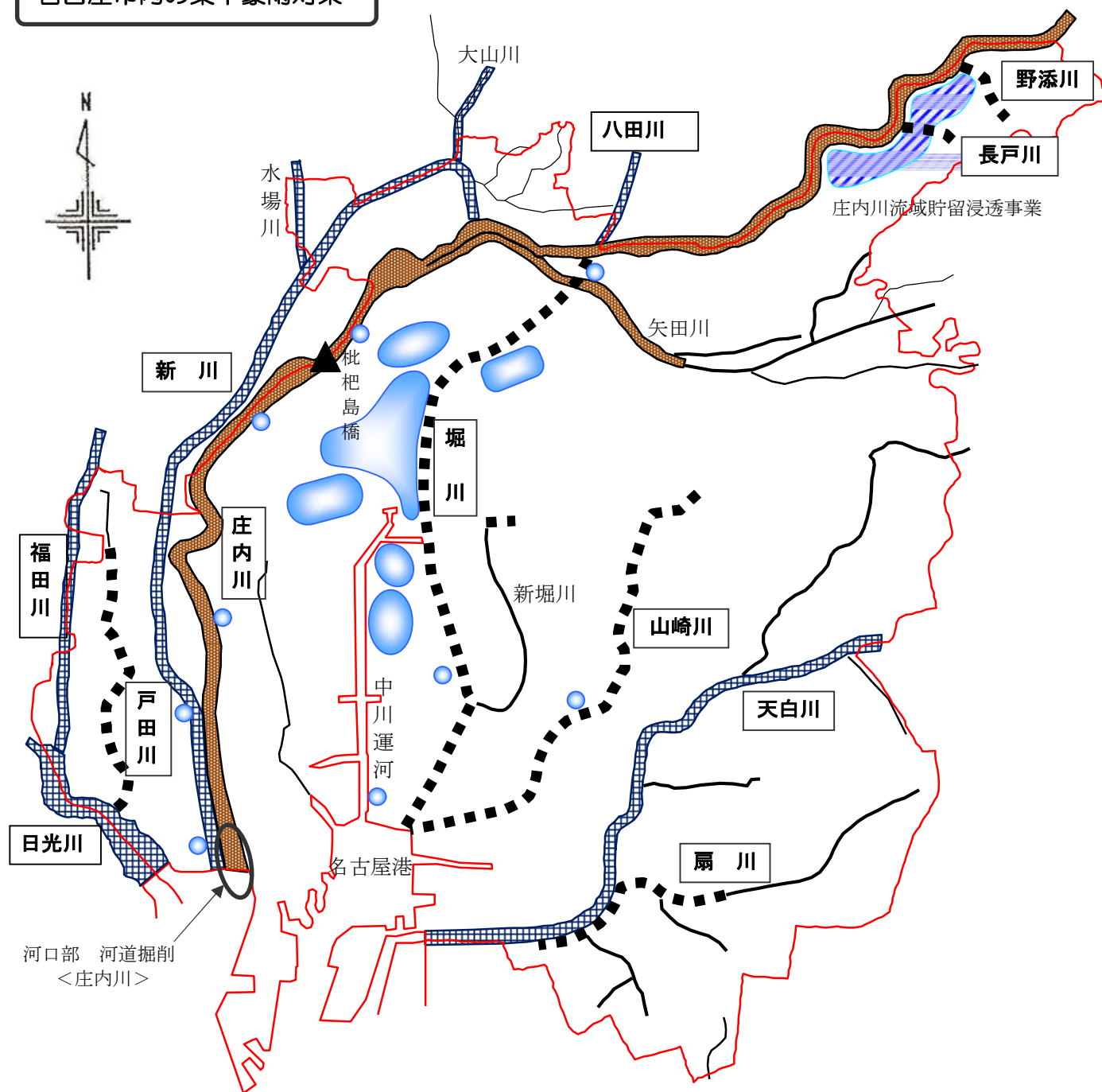
甚大な被害が発生

最大震度	震度6強
最高津波水位	3.3m
死者数	約1,400人
重傷者数	約600人
地震動による全壊棟数	約4,900棟
上水道断水戸数※1	約357千戸 (約30%)
帰宅困難者数※2	約145,000人 ～約151,000人

※1 地震発生直後の戸数
 ※2 平日12時の人数

被害軽減のため
 さらなる震災対策が必要

名古屋市内の集中豪雨対策



凡 例	
	国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)
	県管理河川
	広域河川
	庄内川流域貯留浸透事業
	緊急雨水整備事業等

4 施設の老朽化対策について

(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 公共土木施設

- ・道路や橋りょう、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

(2) 市設建築物

- ・義務教育施設などの市設建築物の機能を計画的・効率的に将来にわたり維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

本市の所有する道路・橋りょうや建築物などの公共施設の多くが、市域の拡張や高度経済成長期の人口の急増に合わせ、昭和30年代から60年代にかけて整備されたため、今後一斉に更新時期を迎えることから、大きな財政負担が見込まれている。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が決定され、国や地方公共団体の各機関はこの基本計画に基づき「インフラ長寿命化計画」を策定することが示された。また、国の役割として、「各インフラの管理者に対し、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保について必要な支援を実施する」とされた。

本市では、平成24年3月策定の「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」などに基づき、公共施設の計画的・効率的な維持管理や改修などによる長寿命化を行うことにより、経費の抑制と平準化を図るとともに、施設の集約化、保有資産の有効活用に取り組んでいるところである。

大都市における安全・安心で快適な暮らしを実現し、産業・経済などの都市活動を支え続けるためには、公共施設の計画的・効率的な維持管理・更新などの着実な実施が必要である。

(公共土木施設)

平成24年度に創設された、インフラ再構築を支援する「防災・安全交付金」は、対策が必要なストック数に対して、交付金などの十分な予算が確保されていない。また、平成26年3月の省令により、全ての橋りょうについて従来よりも詳細な点検が義務化されるなど、老朽化への広範かつ

詳細な対応が求められている。今後も施設の安全性を維持していくため、さらなる財源の確保を図るべきである。

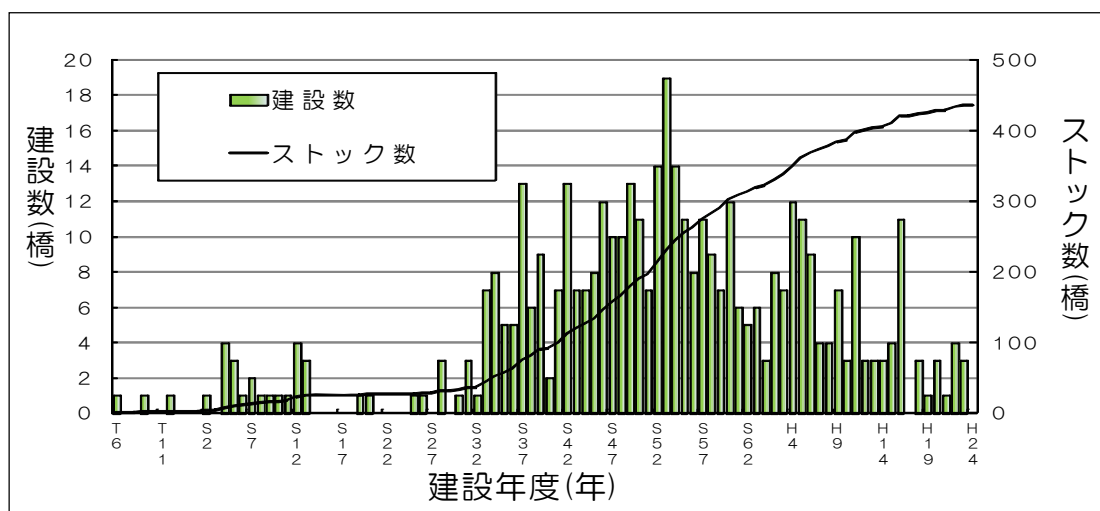
(市設建築物)

義務教育施設などについて、本市においては、耐震改修を優先して実施してきたため、築30年を経過しても大規模改造が実施できていない校舎等が多く残されており、それらの施設の機能の回復を図ることが喫緊の課題となっている。

また、経費の抑制と平準化を図ることを目的として、築40年を経過した校舎の長寿命化に向けた取り組みを進めており、国においては平成25年度より義務教育施設の長寿命化改修を対象とした補助制度が創設されたところである。

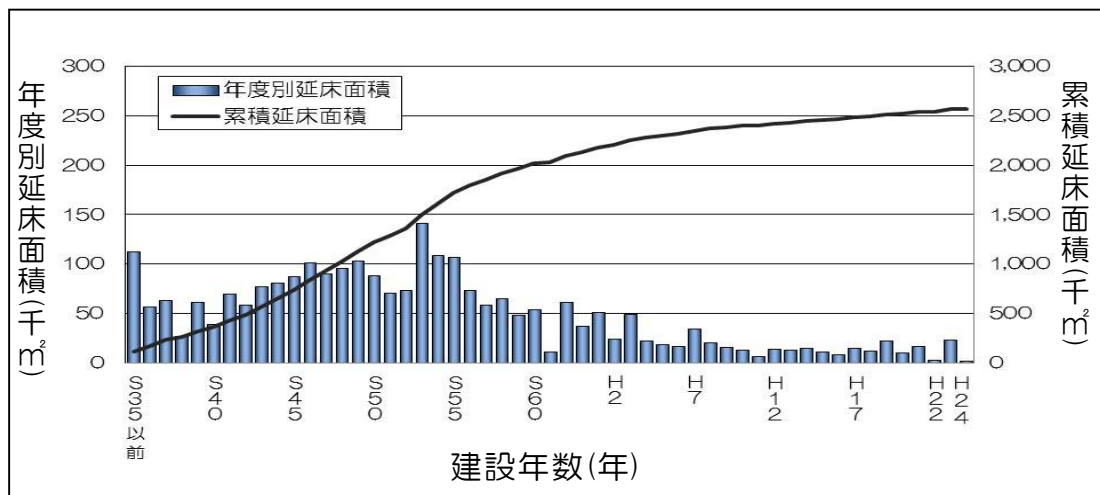
今後老朽化対策を推進するためには、さらなる制度の充実が必要である。

重要橋りょうの建設年度別の橋りょう数



注)重要橋りょう：緊急輸送道路上の橋りょう、跨線橋・跨道橋、その他橋長15m以上の橋りょう

学校の建設年度別の延床面積



注)学校：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

5 安心して生活できる福祉・医療体制の充実について

(厚生労働省)

【提案内容】

(1) 粒子線がん治療の推進

- ・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、健康保険を適用すること。

(2) 地域医療体制の確保

- ・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、運営費助成など必要な支援を行うこと。

(3) 障害者就労支援の推進

- ・障害者の一般就労を一層推進するため、障害者就業・生活支援センターについて、人口に配慮し、一障害保健福祉圏域内であっても、複数設置を認めるなど、雇用、就業施策を充実すること。

(4) 介護保険制度の円滑な実施

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療・介護人材の確保及び地域支援事業の充実に必要な財政措置を講じること。

<提案の背景>

超高齢社会の到来、国民生活や意識の変化など、保健福祉行政を取り巻く環境は大きく変化している。

そうした状況の中、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

(粒子線がん治療の推進)

がん患者のさらなる増加が予測される中、患者の生活の質に優れた医療の充実が求められており、平成24年3月、がん対策を総合的に推進するため、「名古屋市がん対策推進条例」を制定したところである。

陽子線を含む粒子線がん治療は患者の生活の質に優れたがん治療法であるが、患者の経済的負担が大きいことから、早期に健康保険を適用し、誰もが治療を受けられる環境を整えるべきである。

（地域医療体制の確保）

平成26年度診療報酬改定により、一定の対応が図られたものの、救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、勤務医の負担が増大していることや、医療機関にとって引き続き不採算であることから、医師が確保できず、体制を維持することが難しくなっている。

地域医療体制を維持するため、救急医療に係る運営費助成の拡充が必要であり、また、地域医療を担う医師を確保するため、大学医学部における養成数を増員することに加え、医師の処遇改善に直接資する制度の拡充が求められる。

（障害者就労支援の推進）

障害者の一般就労に向けて障害者就業・生活支援センターの果たす役割は益々大きくなっているため、一障害保健福祉圏域に1か所ではなく人口規模に応じた体制を整える必要がある。

（介護保険制度の円滑な実施）

団塊世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向け、大学と連携協定を結ぶ等の取り組みを進めているところであるが、需要の増加やニーズの多様化が見込まれる中、それらに十分に対応していくためには、医療・介護職員の人材、並びに事業展開に向けた財源を十分に確保することが必要である。

人材確保を促進するために、国が予定している基金による財政支援制度を十分かつ確実に行的っていくことが求められる。

さらに、今回の制度改正で一部の介護予防サービスが移行する地域支援事業については、必要な事業展開をする上で財源が不足することのないよう、地域支援事業費の上限設定をはじめとした施策について十分に検討し、必要な財源が確実に確保できる制度とすることが求められる。

介護保険制度の円滑な実施

団塊世代が後期高齢者となる2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築推進

医療・介護人材の確保、事業展開ができる財源の確保が必要

人材確保促進のための確実かつ十分な財政措置／地域支援事業を確実に展開できる財政措置

6 安心して行える次世代育成の支援について

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提案内容】

(1) 待機児童解消施策の推進

- ・ 子ども・子育て支援新制度移行後の市町村整備計画に基づく交付金は、「安心こども基金」の補助水準を継続・充実すること。
- ・ 保育の質の確保を図るために必要な措置を講ずること。

(2) 児童虐待防止対策推進のための制度設計

- ・ 深刻化する児童虐待に対応するため、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、職員体制の強化をはじめとした制度設計と必要な財政措置を講ずること。

(3) 放課後対策事業の推進

- ・ 放課後児童健全育成事業については、新制度の実施に当たり、質の向上を図るために必要な財政措置を講ずること。
- ・ 放課後子どもプランについては、先行して一体的に事業を実施する自治体の意見を踏まえて制度設計を図るとともに、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

平成27年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度への的確に対応するとともに、さらなる次世代育成支援策を推進していくことが必要である。

(待機児童解消施策の推進)

様々な取り組みの結果、本市における平成26年4月1日現在の国の定義に基づく待機児童数は0人となった。しかし保育所及び家庭保育室に入所できていない児童は756人おり、子ども・子育て支援新制度における支援事業計画に基づく保育ニーズに迅速に対応するためにも、入所枠の拡大等の施策に積極的に取り組む必要がある。

また、保育の質の確保を図るため、新制度の実施に当たっては、現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費を基に、職員の確保・定着及びキャリアアップを促進する仕組みを構築する必要がある。

(児童虐待防止対策推進のための制度設計)

平成25年度の児童相談所における相談対応件数は1,600件を超

え、過去最多となるなど児童虐待問題が深刻化している。児童心理司や児童福祉司の任用資格や配置基準を創設・改正し、より高度な専門性を有する職員の配置及び人員増などが必要である。

（放課後対策事業の推進）

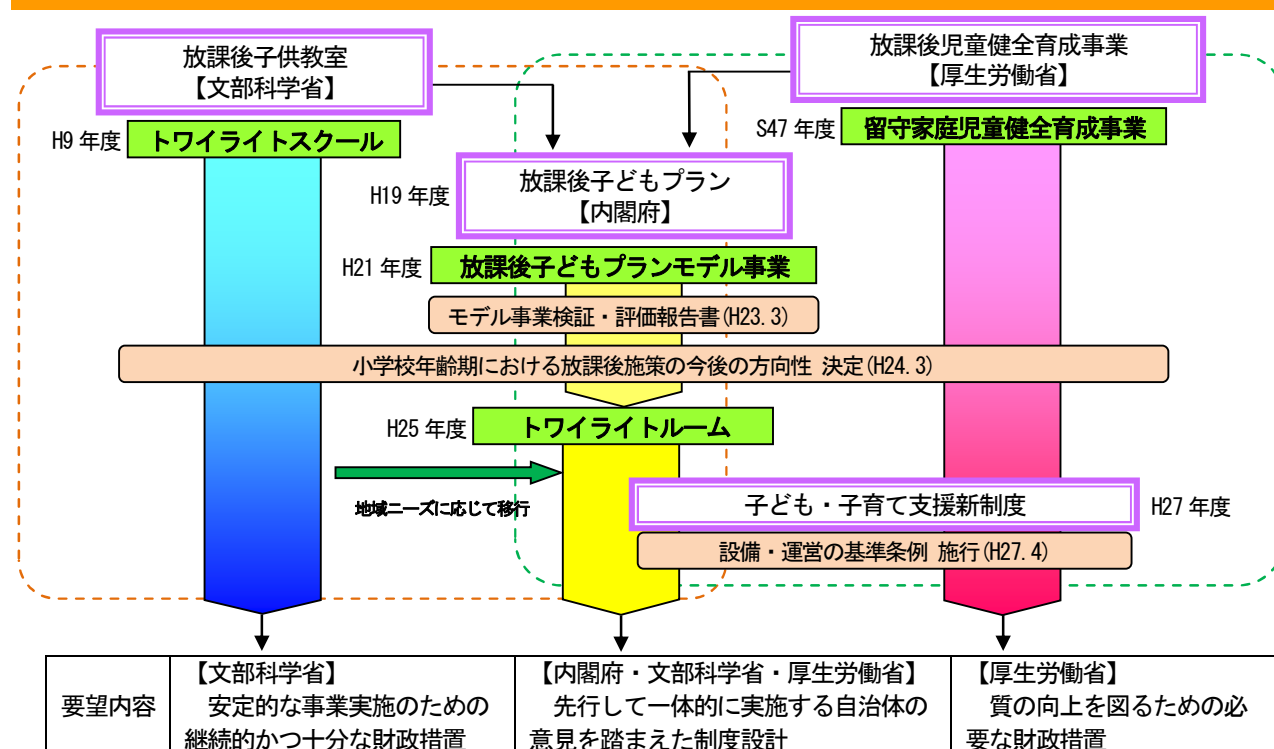
放課後児童健全育成事業については、新制度の実施に当たり、事業の質向上を図るため、設備及び運営に関する基準が新たに設けられる。この基準に対応するための経費に対する財政措置が不可欠である。

放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を一体的に実施する、放課後子どもプランについては、先行して取り組みを実施している自治体の意見を踏まえて制度を設計するとともに、安定的な事業実施のため、継続的かつ十分な財政措置が必要である。

待機児童解消施策の推進



放課後対策事業の推進



7 教育行政の充実について

(総務省、財務省、文部科学省)

【提案内容】

(1) 「なごや子ども応援委員会」の支援

- ・「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業を創設し、財政措置などの支援策を講ずること。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校における専門家の法的な位置づけを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。

(2) 県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に対する財政措置

- ・県費負担教職員の給与費負担及び教職員定数決定等の包括的な権限の移譲に対する財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準が維持できるよう、適切な方法を国として設定すること。
- ・給与費負担の移譲に係る事務関係経費については国において所要額全額を確実に措置すること。

(3) 義務教育施設の機能の充実

- ・安全で良好な学習環境を確保するため、普通教室への空調設備の設置について、補助制度の拡充を含め必要な財政措置を講ずること。

＜提案の背景＞

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

(「なごや子ども応援委員会」の支援)

本市では、平成26年度より、スクールカウンセラー等の専門家を一般任期付職員として採用し、専門的見地から積極的にアプローチを行うことで児童生徒が抱えるいじめ、不登校や非行など、様々な問題を早期に発見するとともに、子どもの針路を応援する、「なごや子ども応援委員会」制度を創設した。

学校現場に教員以外の専門職員を常勤で置くという、本市の「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業に対し、新たな補助制度を創設するなどの支援策を講ずること。

また、現行の教育公務員特例法では、教育公務員を校長、教員、専門的教育職員（指導主事、社会教育主事）と限定しているため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の学校職員としての位置づけを明確にする必要がある。

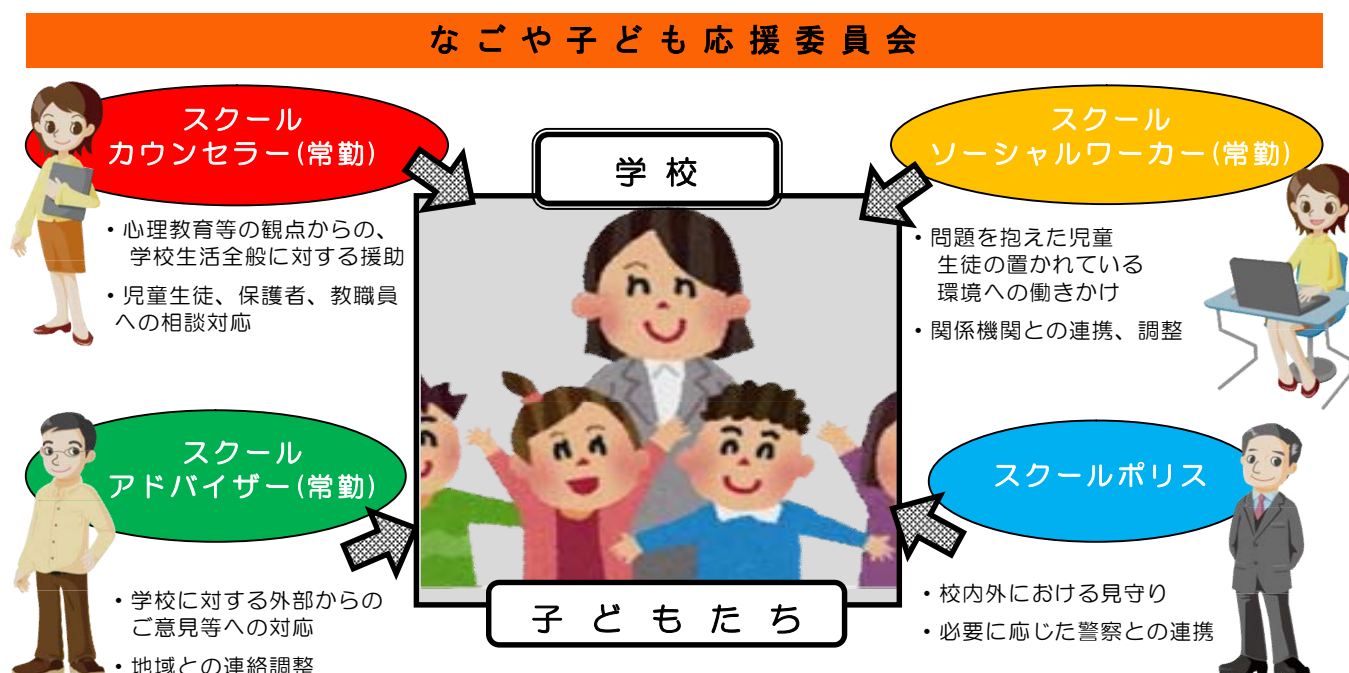
（県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に対する財政措置）

平成25年11月、指定都市所在道府県と指定都市は、県費負担教職員の給与負担等の包括的権限を指定都市へ移譲することに関し、国が地方財政措置を適切に講じることを前提として、個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意した。この合意を踏まえ、平成26年5月、関連法律が第4次一括法として国会において成立したところである。

今後、地方財政措置の検討に当たっては、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、引き続き指定都市の意見を聞きつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定する必要がある。また、権限の移譲に伴い生ずる、人事・給与等に関するシステム構築等に要する経費についても、国において所要額全額を確実に措置すべきである。

（義務教育施設の機能の充実）

義務教育施設は昭和40年代から50年代の児童生徒急増期に集中的に建設されており、計画的な維持、整備のほか、今後は、社会的要求水準の変化に対応した教育環境の整備等が求められている。普通教室への空調設備の設置に支障をきたさないためにも、十分な財源措置が必要である。



8 リニア中央新幹線開業等を見据えた都市機能の強化等について

(総務省、財務省、国土交通省)

【提案内容】

(1) リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりの推進

- ・名古屋駅における、乗り換え利便性の向上などのターミナル機能強化や、関連するまちづくりについて、国家的プロジェクトとして、必要な措置を講ずること。
- ・名古屋駅周辺地下公共空間及びささしま地区における椿町線アンダーパスなどの名古屋駅周辺の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・都市再生緊急整備地域等における税制優遇については、適用期限の延長など必要な措置を講ずること。

(2) 中部国際空港の機能強化（完全24時間化）の実現

- ・二本目滑走路整備による中部国際空港の機能強化（完全24時間化）に向けた調査検討を国が主体となって行うこと。

＜提案の背景＞

平成39年に予定されているリニア中央新幹線の開業等を見据え、本市が国際的・広域的なビジネス拠点・交流拠点となるため、都市機能強化と本市の空の玄関口である中部国際空港の機能強化が必要である。

(リニア中央新幹線開業を見据えたまちづくりの推進)

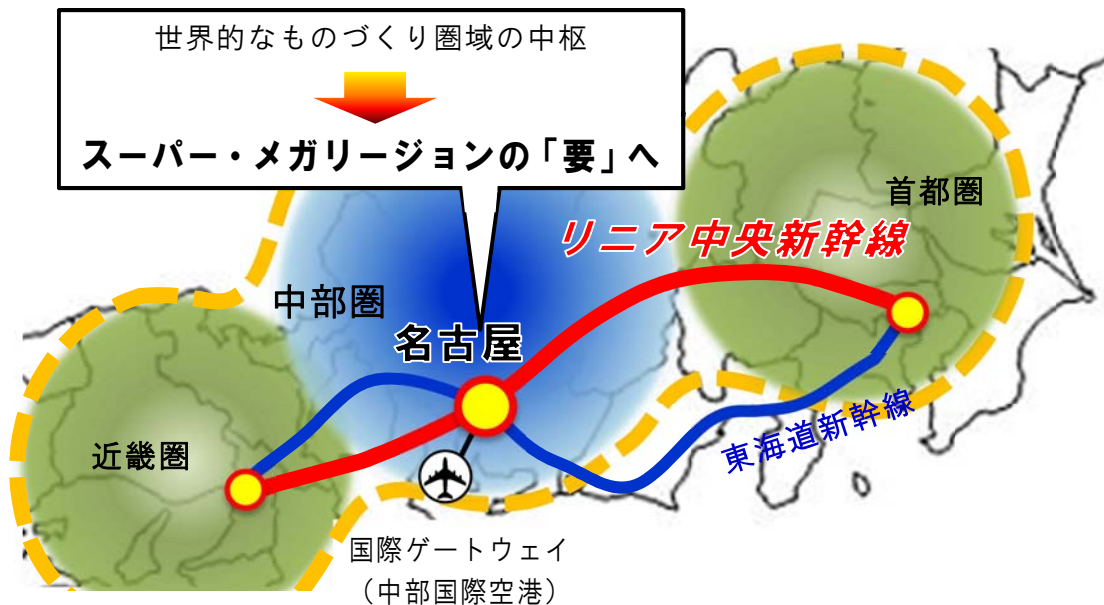
リニア中央新幹線開業により形成される、首都圏・中部圏・近畿圏が一体化した世界最大のスーパー・メガリージョンを我が国の国際競争力強化につなげるためには、その要として世界的なものづくり圏域の中枢に位置する名古屋駅をスーパーターミナル化し、国際的・広域的な拠点としていく必要がある。

あわせて、名古屋駅周辺地区の都市機能強化を支援するため、都市再生緊急整備地域等において、今年度までとなっている税制優遇の適用期限の延長など、都市の再生を推進していく必要がある。

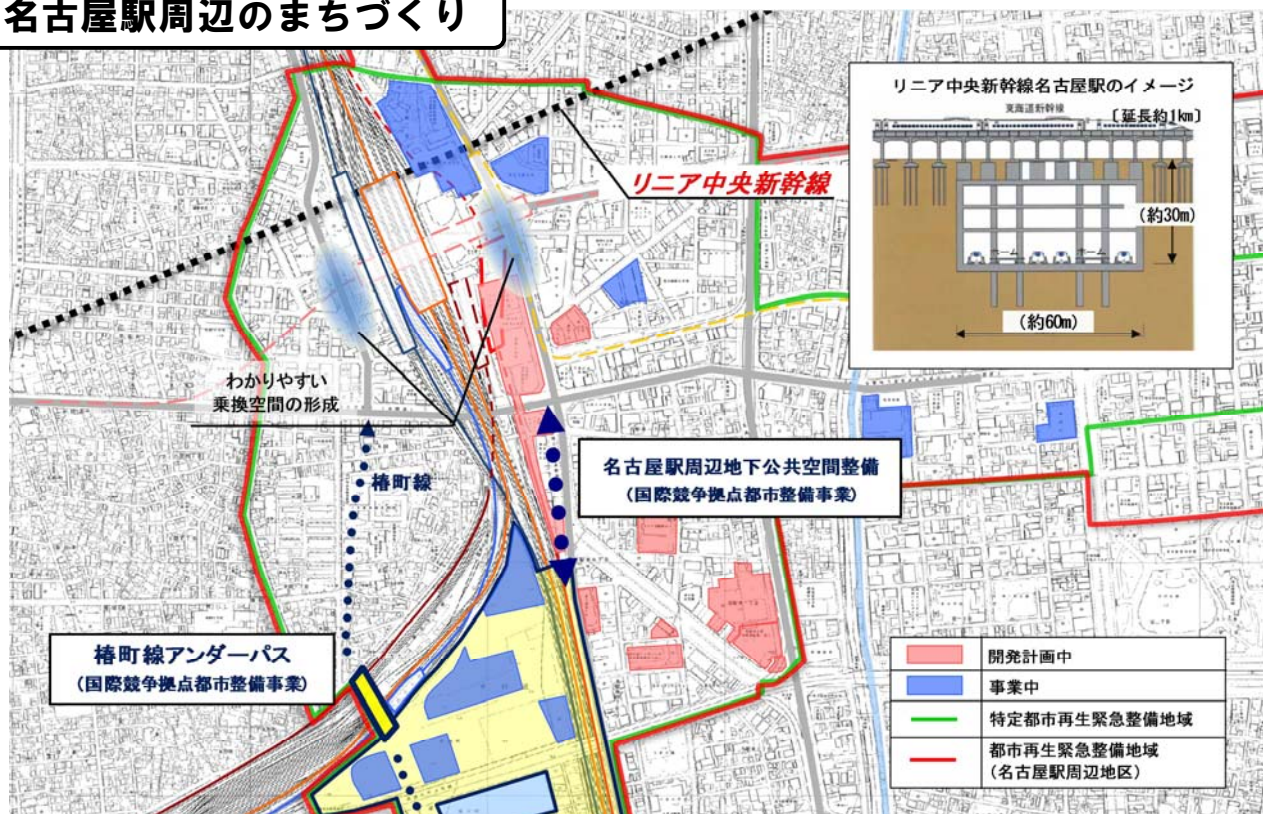
(中部国際空港の機能強化（完全24時間化）の実現)

本市の国際的・広域的機能を強化し、国の中枢機能の分担に適切に対応するため、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担う中部国際空港が二本の滑走路を有し、真に24時間運用可能な機能を備えていく必要がある。

「スーパー・メガリージョン」の形成



名古屋駅周辺のまちづくり



9 名古屋城（名城公園）の整備推進について

（文部科学省、国土交通省）

【提案内容】

（１）本丸御殿の復元整備

- ・名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるため、本丸御殿の復元に対し必要な財政措置を講ずること。

（２）名古屋城の文化財の保存活用

- ・二之丸庭園の保存整備等、名古屋城の文化財の保存活用に対し必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値と魅力を向上させるべく、「特別史跡名古屋城跡全体整備計画」をもとに城内施設の整備、保存活用に取り組むとともに、歴史文化の発信・にぎわいの創出等に資する「金シャチ横丁」の構想実現に向けて取り組んでいるところである。

（本丸御殿の復元整備）

名古屋城本丸御殿復元事業は、昭和５年に城郭建築として国宝第１号に指定されながらも昭和２０年の戦災により焼失した本丸御殿を史実に忠実に復元するものである。平成２１年に復元工事に着工し、平成２５年には玄関・表書院が完成、一般公開を開始した。平成３０年には全体の完成・公開を予定している。平成１４年に設置した「本丸御殿積立基金」には毎年多くの寄附が寄せられ、市民・企業からの強い期待を受けながら、一切の遅滞なく事業を進めることが不可欠である。

（名古屋城の文化財の保存活用）

二之丸庭園の保存整備、石垣の整備、障壁画の保存修理など城内に残る文化財の保存活用に、より一層努めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状



本丸御殿の復元

事業の種類：社会資本整備総合交付金事業
(国土交通省)

工期：平成 20～29 年度

現状：工事中(平成 25 年 5 月 玄関・表書院公開開始)



石垣の整備

事業の種類：史跡等総合活用支援推進事業
(文化庁)

工期：昭和 45 年度～

現状：搦手馬出の石垣を修理中



二之丸庭園の保存整備

事業の種類：記念物等保存整備(文化庁)

工期：平成 25～29 年度(第 1 次)

現状：保存管理計画(平成 24 年度策定)に基づき、保存整備を実施中



106 皇座 Owl



431 緑(green)

本丸御殿障壁画の保存修理

事業の種類：美術工芸品保存修理(文化庁)

事業期間：昭和 61 年度～

現状：天井板絵の保存修理を実施中

10 なごや東山の森(東山公園・平和公園)の整備推進について

(文部科学省、国土交通省)

【提案内容】

(1) なごや東山の森づくりの推進

- ・自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

(2) 東山植物園温室前館の保存・活用

- ・国指定の重要文化財である、東山植物園温室前館の保存・活用に対し、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

(なごや東山の森づくりの推進)

本市東部に位置する「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園及び平和公園にまたがり、約400haもの面積を有する森である。この森は、昭和10年の一部開園以来、本市を代表する緑の拠点であるとともに、市街地に囲まれた都市の森としては日本有数のものである。

この貴重な森を保全し、次世代につなぐために、市民との協働等により、雑木林や湿地などの保全・再生活動を進めている。また、開園以来市民に親しまれてきた歴史的文化的施設を保全活用しながら、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでおり、これらの事業を着実に推進する必要がある。

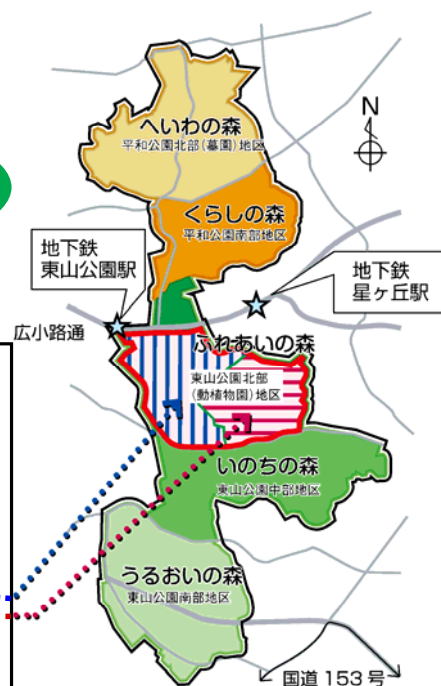
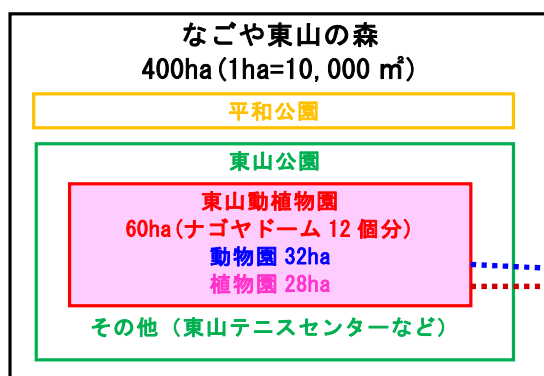
(東山植物園温室前館の保存・活用)

かつて「東洋一の水晶宮」とうたわれ、昭和12年の植物園開園当初から市民に親しまれてきた温室であり、建築技術史上、貴重なものとして、平成18年に国の重要文化財に指定されている。次世代につなぐためには、耐震補強を含む保存修理を着実に推進する必要がある。

人と自然をつなぐ懸け橋へ

○多様な楽しみを提供する。
○自然のすばらしさや大切さを体験、体感する。

- ・来園者が主役となった参加体験
- ・ホスピタリティの向上と環境整備
- ・COP10を契機とした生物多様性のフィールド など



森の保全・再生
市民協働による森づくり



にぎわいのある快適な園内空間の形成
アフリカゾーンの整備イメージ

項 目	H26年度	H27年度	H28年度以降
森の 保全・再生	市民協働により森づくりを推進		
にぎわいのある 快適な園内空間 の形成	施設の状況・利便性を勘案し順次整備		
歴史文化的施設 の保全・活用	重要文化財温室前館の保存修理		
	歴史文化的施設等の整備		



歴史文化的施設の保全・活用
重要文化財温室前館の保存修理

1 1 名古屋圏道路ネットワークの整備推進等について

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 名古屋圏自動車専用道路網の整備等

- ・名古屋環状2号線西南部・南部区間専用部の早期整備を図ること。また、一般部については4車線化を図ること。
- ・名古屋高速道路の料金引下げや大規模な修繕等に係る費用への対応について、償還期間の延長など有料道路制度の弾力的な運用を図ること。
- ・東名高速道路守山スマートICの整備に必要な財政措置を講ずること。

(2) 幹線道路の整備推進

- ・選択と集中で進めている江川線や東志賀町線などの街路整備、万場藤前線（長須賀架道橋）の立体交差化など、真に必要な道路・橋りょう等の整備が早期に完了するよう必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

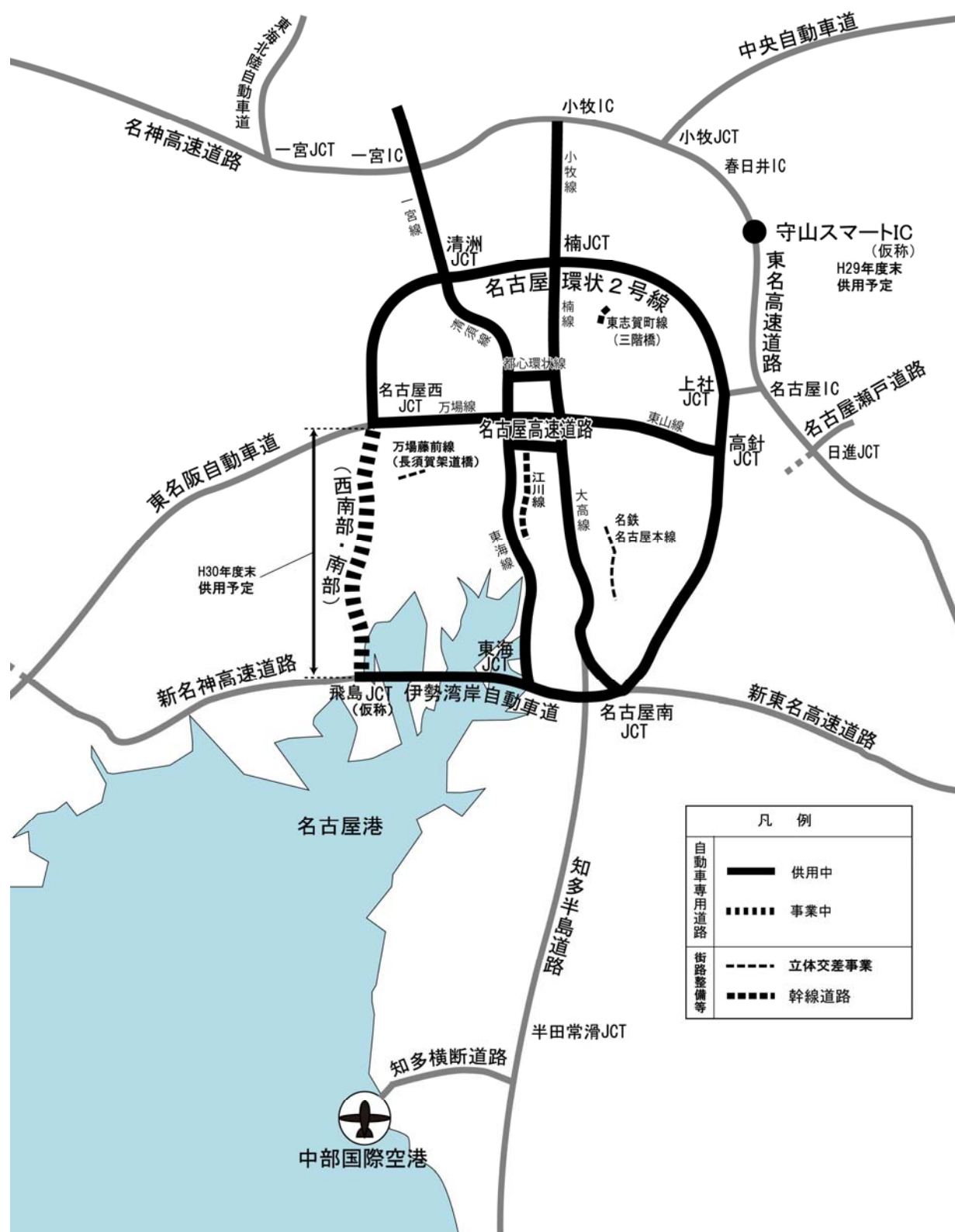
(名古屋圏自動車専用道路網の整備等)

名古屋環状2号線西南部・南部区間は、中部国際空港、名古屋港へのアクセスに重要な道路であるとともに、海拔ゼロメートル地帯における緊急輸送道路の機能を確保する役割を果たす。また、名古屋高速道路においては、将来の維持管理や大規模な修繕等と併せ、料金引下げによる一層の利用を促進するため、償還期間の延長など有料道路制度の弾力的な運用を図る必要がある。

加えて、本市北東部では高速道路へのアクセスが弱いため、東名高速道路守山スマートICの整備が広域交流の活性化や総合的なまちづくりに必要不可欠である。

(幹線道路の整備推進)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、橋りょうの整備や鉄道の立体交差化などを含む街路事業による、道路交通の円滑化や避難動線の確保が必要不可欠である。



1 2 名古屋港の整備について

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 港湾の防災機能の一層の強化

- ・大規模な地震・津波に備え、高潮防波堤の機能強化の早期完了を図ること。
- ・ポートアイランドの耐震性・耐津波性能の評価を踏まえた必要な安全対策を早急に実施すること。
- ・防潮壁、中川口通船門、堀川口防潮水門等の防災機能の強化を図るため、補助制度の拡充を含め必要な財政措置を講ずること。
- ・緊急物資輸送に十分な機能が発揮されるよう、大江ふ頭耐震強化岸壁の機能確保に必要な財政措置を講ずること。

(2) 国際競争力のある港湾の形成

- ・「国際産業ハブ港」の実現に向けた、東航路の増深や国際コンテナターミナルに接続する臨港道路の整備について、重点投資を図ること。
- ・国際バルク戦略港湾である名古屋港について、国費負担率等の取扱いを国際コンテナ戦略港湾と同等とし、また民間事業者に対する支援制度を創設・拡充すること。

(3) 人々の快適な暮らしを支える港づくり

- ・中川運河における緑地整備や護岸改良に必要な財政措置を講ずること。
- ・中川運河の再生を図るため、水質改善に向けた取り組みについて、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

(港湾の防災機能の一層の強化)

当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける

(国際競争力のある港湾の形成)

(人々の快適な暮らしを支える港づくり)

また、中川運河再生計画の実現に向け、老朽化した排水施設の改修による水循環の促進等により水質改善を図る必要がある。

This map illustrates the coastal defense strategy for Ogasawara City. A red line traces the proposed defense route along the coast, starting from the '止地区 緑地整備' (Stop Area Green Space Development) at the top, passing through '中川運河 護岸改良' (Nakagawa Canal Bank Improvement), '中川運河 水門改善' (Nakagawa Canal Gate Improvement), '中川口通船門' (Nakagawa Mouth Passage Gate), '堀川' (Hori River), '防潮水防' (Moisture Water Defense), '防潮壁' (Moisture Wall), '耐震強化岸壁' (Seismic Reinforced Quay Wall), '船場' (Shipyard), '新宝' (Shinbo), '東海元浜' (Tokai Motobiki), '北浜' (Kita-hama), '南浜' (Minami-hama), and '南5区' (Minami 5-ku). Other labeled areas include '鍋田' (Nabeta), '飛鳥' (Tori), '金井' (Kanai), '空見' (Uzumi), '木崎' (Kisaki), '羽島' (Hirashima), '新宝' (Shinbo), '東海元浜' (Tokai Motobiki), '北浜' (Kita-hama), '南浜' (Minami-hama), and '南5区' (Minami 5-ku). The map also shows the '中川運河' (Nakagawa Canal), '堀川' (Hori River), '庄内川' (Shounai River), '北浜路' (Kita-hama Road), '西浜路' (Minami-hama Road), '東浜路' (Tokai-hama Road), and '高潮防波堤' (Storm Surge Breaker). A 'ポートアイランド' (Port Island) is also indicated.

1 3 堀川の総合的な整備について

(国土交通省)

【提案内容】

堀川の総合的な整備

- ・にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市中心部を南北に流れる堀川は、都心に残された貴重な水辺空間として、様々な市民活動にも利用され注目が集まっている。現在、平成24年10月に策定した堀川まちづくり構想に基づき、市民団体等と連携しながら「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に取り組んでいる。一方、近年、集中豪雨による浸水被害や護岸の崩壊が頻発している。

(堀川の総合的な整備)

川を中心とした新たなにぎわいづくりを進めるため、庄内川からの導水等の維持用水確保や水質浄化など、良い水辺環境の創出を図るとともに、河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわい】



水辺空間の活用
(オープンカフェ)

【浄化】



維持用水の確保
(庄内川からの導水)

【治水】



護岸改修と河道掘削

1 4 容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化について

(経済産業省、環境省)

【提案内容】

容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化

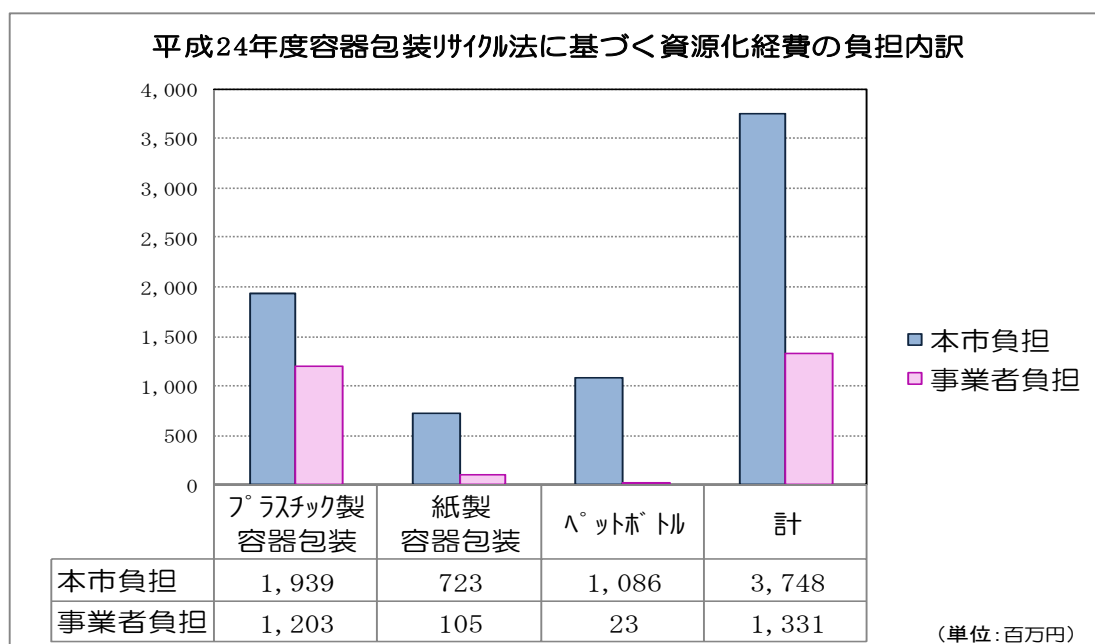
- ・ 分別収集・選別保管を含めた全てのリサイクルコストを事業者負担とするなど、拡大生産者責任の強化を図ること。

＜提案の背景＞

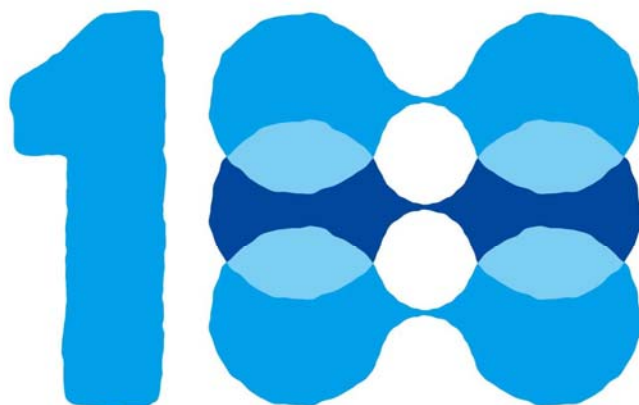
循環型社会を目指す本市においては、レジ袋有料化などによる容器包装の削減を推進するとともに、分別・リサイクルの徹底を図るなど、3Rの取り組みを進めている。

(容器包装リサイクル法に係る拡大生産者責任の強化)

容器包装リサイクル法では、最もコストのかかる分別収集・選別保管の経費が自治体の負担であり、製品価格にその経費が内部化されていないため、事業者による発生抑制などの取り組みに対する十分なインセンティブが働いていない。従って、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、拡大生産者責任の強化により、分別収集・選別保管を含めたリサイクルコストを事業者負担とすることが必要である。



100年の歴史を礎に、つないでいこう信頼の絆



名古屋市上下水道100周年

～平成24年下水道供用開始100周年～

～平成26年水道給水開始100周年～



ESDとは持続可能な社会を支える担い手づくり
2014年11月 ESDユネスコ世界会議開催！

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。